

文書提出命令申立書

原告 シャムスリ外8396名、WALHI
被告 国 外 3 名

上記当事者間の御庁平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号、平成16年(ワ)第104号各事件について、原告らは下記のとおり文書提出命令の申立をする。

2005年3月 日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 野 史 生

弁護士 大 口 昭 彦

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 籠 橋 隆 明

弁護士 河 村 健 夫

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 沙々木 睦

弁護士 島 村 美 樹

弁護士 松 浦 由 加 子

弁護士 古 川 美

弁護士 幸 長 裕 美



申立の内容

第1 湛水再開過程

1 文書の表示

① 下記乙号証の各墨塗り部分

乙 B24 2枚目及び3枚目に存する墨塗り部分。

乙 B25 2枚目において、「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分、及び「the economic cooperation on bonafide basis and」に続く墨塗り部分。

② 丁 B9 号証 2枚目 3行目から 8行目にかけての墨塗り部分。

③ 1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書(但し既に既に提出済みの文書は除く)

④ 1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された日本政府機関とインドネシア政府機関との間の文書(但し既に既に提出済みの文書は除く)

⑤ 1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された JBIC (OEFC) 本部と同ジャカルタ事務所との間の文書(但し既に既に提出済みの文書は除く)

⑥ 1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された JBIC (OEFC) とインドネシア政府機関との間の文書(但し既に既に提出済みの文書は除く)

2 文書の趣旨

(1) 上記①及び②の文書については、各墨塗り部分に3条件ないしその履行確保規定に関わる事実が記載されている。これが明らかにされることによって、日本政府及び JBIC が湛水の中止を求めた根拠の1つが、3条件ないしその履行確保規定であることが明らかになる。

(2) 上記③ないし⑥の文書については、1997年3月12日に一旦開始された本件ダムの湛水が、日本政府及び JBIC の抗議によって中止させられた後の経緯が判明し、日本政府及び JBIC が本件ダムの湛水を再開する経緯を把握しこれを承諾(事実上の承諾も含む)していたことが判明する。

3 文書の所持者

上記①、③及び④について日本国。上記②、⑤及び⑥について JBIC。

4 証すべき事実

(1) 3条件ないしその履行確保規定が、湛水の中止を求めた根拠となった事実

(2) 日本政府及び JBIC は、本件ダム湛水再開により住民に被害が発生することを認識しながら、これを承諾(事実上の承諾も含む)したこと

5 文書提出義務

(1) 民事訴訟法 220 条 1 号

上記①及び②の文書については、被告らが自ら書証として提出し引用している文書であり（日本国第 6 準備書面 34, 35 頁、JBIC 第 5 準備書面 21, 22 頁）、同号に該当する。

上記各文書について、被告らが都合のいい部分だけを提出し、不都合な部分は墨塗りして提出しないという立証方法は極めて恣意的である。その恣意性は、JBIC が、丁 B7 号証において、既に情報公開手続で公開されており何ら秘密は存しない事項について、3 条件及びその履行確保に関する記載であることから墨塗りして提出したことに端的に示されている（2004 年 9 月 15 日付文書提出命令に関する原告意見書 23, 24 頁参照）。上記各文書について提出を求めている部分も同様の恣意的な目的から墨塗りをしたものであることは明らかである。

以上より、墨塗り部分は、原告らの主張を基礎づける重要な証拠になるものを含んでおり、被告らが提出した上記各文書に基づいて原告らに立証の機会を保障するのが相当であり、被告らは全部について提出義務を負う。

(2) 民事訴訟法 220 条 4 号

上記③ないし⑥の各文書は、すでに被告らが情報公開手続で公開し（甲 B18 参照）、自ら本件訴訟に書証として提出している文書（乙 B24 ～ 26、丁 B8 ～ 11 等）と同様に、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC（OECE）本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC（OECE）とインドネシア政府機関との間の文書であり、かつ記載内容も関連している。

したがって、上記各文書には公務上の秘密や職務上の秘密は存せず、同号に定める除外事由に該当せず、被告らには文書提出義務がある。

6 文書提出命令の必要性

上記各文書は、湛水開始または再開にあたり、日本政府及び JBIC が、3 条件及びその履行確保のための規定に基づいて注意義務を負っていること、日本政府及び JBIC もそのことを認識して、インドネシア政府に対し湛水の中止を申し入れ湛水再開過程における協議を行っていること、並びに 1997 年 3 月 12 日に本件ダムの湛水が開始された後、一旦これが中止され、その後 1998 年 2 月頃までにこれが再開された経緯を明らかにする文書である。

これらの文書によって、原告らが主張する、湛水開始時及び再開時における日本政府及び JBIC の注意義務とその違反行為が裏付けられる。

よって、これらの文書は、原告らが主張する請求原因と密接に関わった基本文書であり、証拠調べの必要性がある。

7 文書特定のための手続

上記 1 項③ないし⑥の文書については、日本国及び JBIC が所持する文書であり、その具体的表示及び趣旨を明らかにすることが著しく困難であるので、御庁において、同

被告らに対し当該文書の表示及び趣旨を明らかにすることを求めるよう申し出る。

第2 SPL等について

1 文書の表示

- ① 1991年度、1992年度、1993年度にインドネシアに供与されたセクター・ローン（以下 SPL という）のうち、本件プロジェクトの住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の使途・明細に関する報告書、並びに、これらのローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC（OECF）本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC（OECF）とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書
- ② 1998年1月に JBIC が承諾した第2期の「地方インフラ整備事業」から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の使途・明細に関する報告書、並びに、このローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC（OECF）本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC（OECF）とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書

2 文書の趣旨

(1) SPLについて

日本政府及び JBIC は、本件プロジェクトに対し、1990年12月の第1次円借款契約及び1991年9月の第2次円借款契約を、それぞれ締結し実行しただけではない。

日本政府及び JBIC は、当初借款の対象にはならないとされていた住民移転補償について、石橋課長（外務省有償資金協力課）は、1991年10月、わざわざインドネシアに赴き、日本側からインドネシア政府に対し日本が供与する SPL を本件プロジェクトの住民移転対策費用に利用することを積極的に提案した。しかも、翌年度から実行するのではなく、当該年度分を流用することをすすめて、実際、1991年度から1993年度にかけての3年間で SPL から約22億円もの円借款が、農地造成、アクセス道路、水道施設、住宅、橋、村道等に使用された（甲 B44）。

(2) 「地方インフラ整備事業（Ⅱ）」について

日本政府及び JBIC は、1998年1月、第2期の地方インフラ整備事業において、本件プロジェクトの移転村の一部（リンボ・ダタ第1村〔旧タンジュン・バリット村〕及び同第2村〔旧タンジュン・パウ村〕及びコト・ラナ村〔旧プロウ・ガダン村〕）に簡易水道施設、衛生施設等、移転した住民たちの諸施設整備建設費用として、約600万円を供与している（甲 B44, 45）。

この時期は、ちょうど湛水再開に向けて、日本政府及び JBIC とインドネシア側との協議が行われていた時期で、SPL を補完し、湛水再開を実現するために実行された

ものであると認められる。

(3) SPL 等から明らかになる日本政府及び JBIC の責任

当初、本件プロジェクトによる住民移転補償費用は借款の対象にはならないとされていたにもかかわらず、日本政府が主導して住民移転対策のために上記各円借款（特に SPL）が供与されるに至った。

日本国及び JBIC は、住民移転はインドネシア政府の内政上の問題である等と主張しているが（後記 6 項参照）、本件プロジェクト推進の実態はこれとは違い、日本政府及び JBIC もインドネシア政府と一体となって、本件プロジェクトがナルマダ・ダムの二の舞になることがないよう“対策”を講じたのである（後記 6 項参照）。

上記各円借款に関する文書が明らかにされることにより、石橋有償資金協力課長の発言を裏付ける経緯が明らかとなり、本件プロジェクトによる住民移転等についても日本政府及び JBIC が SPL 等によって直接関与している事実及びその関与の内容が判明する。これによって、原告らが主張している日本政府及び JBIC の責任が明白になる。

3 文書の所持者

日本国及び JBIC

4 証すべき事実

(1) 本件プロジェクトによる住民移転について、1991年度から1993年度にかけて移転費用対策費用を SPL から供与し、また1998年1月には第2期の「地方インフラ整備事業」から簡易水道施設、衛生施設等の諸施設整備費用を供与することを通じて直接に関与している事実及びその関与の内容

(2) 本件プロジェクトによる住民移転について、日本国及び JBIC が、「非自発的移住に対する注意義務」を負っていることを基礎づける事実

5 文書提出義務—民事訴訟法 220 条 4 号

上記各文書の内、資金の使途・明細にかかる報告の部分は、公金を使用した ODA の使途・明細に関する報告文書であり、公務上の秘密及び職務上の秘密に該当する事項はない。

また、上記各文書の内、当該円借款に関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC (OECD) 本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC (OECD) とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書については、すでに被告らが情報公開手続で公開し（甲 B18 参照）、自ら本件訴訟に書証として提出している文書（乙 B24 ～ 26、丁 B8 ～ 11 等）と同様の文書である。したがって、これらの文書には公務上の秘密や職務上の秘密は存しない。

以上より、上記各文書は、民事訴訟法 220 条 4 号に定める除外事由は存せず、被告らには提出義務がある。

6 文書提出命令の必要性

(1) 2004年3月5日付で原告らが求めた当事者照会に対し、同月15日付日本国回

答及び同月27日付JBIC回答は、提出を求める文書は、本件プロジェクトの円借款契約とは全く別の円借款供与に関する詳細な事実関係について回答を求めるものであり、本件訴訟の主張又は立証を準備するために必要な事項ではないと述べ、当事者照会に応じなかった。

しかしながら、提出を求めている文書は、以下に述べる通り、原告らの請求を基礎づける文書として重要であり、証拠として取調べる必要がある。

(2) 第1に、提出を求めている上記各文書（特にSPLについて）は、住民移転補償費用は借款の対象にはならないという本件プロジェクト当初の見解と異なり、日本政府の主導により本件プロジェクトの住民移転対策費用を円借款でまかなったことを明らかにする文書である点である。

このような円借款（SPL）を供与する目的について、本件プロジェクトの住民移転対策費用を円借款でまかなうことを積極的に提案した石橋有償資金協力課長は、1991年10月、インドネシア政府に対しその提案を行うにあたり、以下の通り述べていた。

「移転問題への配慮の問題は前述の如く5年前とは根本的に変化している。それ故に大プロジェクト実施に際しては様々の難しい点が生じており、我々の講ずる措置をそうした点に十分配慮する姿勢が必要となる。…（中略）…この問題の扱いを誤れば、本プロジェクトの措置にとどまらず、対「イ」向けODAを損ない、ひいては日本のODA全体にも悪影響を与え兼ねないものであるからなのである。ご承知のこととは思いますが、世銀ローンのプロジェクトで、多数の住民の移転が問題となったインドのナルマダ・プロジェクトはNGOの第1の標的となり、その結果同プロジェクトへの円借款供与は事実上棚ざらしにされ、極めて難しい状態に追い込まれたわけで、我々は、本プロジェクトを第2のナルマダ化することは、何としても食い止める必要がある。また、これは円借款案件ではなく輸銀が問題だが、クドゥン・オンボのようにこじれさせる訳にはいかない」（以上につき、甲B18-017, 2～4枚目）。

「今後の6ヶ月間は非常に重要な時期であり、…（中略）…この期間の内に現状改善のためのシナリオを作成し大多数の農民の支持をかため、また議員にも十分説明し、マスコミ等もあえて問題視出来ないようにしてしまふことが必要」（甲B18-022, 2枚目）

「移住地の整備に係る費用で追加が必要となる場合、勿論来年度のセクター・プログラム・ローン（以下SPL）でカバーする事も可能だが、むしろ今年度のSPLを本件に緊急的に流用することが出来れば、対策の全てでなくともかなりの部分迅速に手をつけられると考える。いずれにせよ、当方が出来ることはできる限りやる決意である」（以上につき、甲B18-019, 2, 3枚目）。

日本国及びJBICは、住民移転問題等はすぐれてインドネシア政府の内政上の問題であるから、日本側は、インドネシア政府が講ずる措置を確認するという立場にある

に過ぎない等と主張しているが（国第9準備書面4頁、JBIC第9準備書面3頁）、本件プロジェクト推進の実態はこれとは違い、日本政府及びJBICもインドネシア政府と一体となって、本件プロジェクトが、住民やNGOの反対によって中止させられたナルマダ・ダムへの二の舞になることがないように“対策”を講じたのである。この事実は、日本政府及びJBICが本件住民移転過程についても責任を負うべきことを明らかにしている。

したがって、これら住民移転対策費用として支出された円借款は、本件プロジェクトと密接な関係があるものである文書である。

(3) 第2に、提出を求めている1991年度から1993年度にかけて本件住民移転対策費用にあてられたSPLに関する経緯や、1998年1月に承認された「地方インフラ整備事業(II)」に関する経緯が明らかになることにより、日本国及びJBICが住民移転過程に関与していたことが明らかである。

なぜならば、SPLの供与にあたっては、当然、本件プロジェクト現地での住民移転の進行状況を把握していたものであり、特に1991年度に緊急に同年度のSPLを流用した過程は、通常ではない取扱をしたものであり、その過程が明らかになることにより、日本政府及びJBICが主導して住民移転対策を進めた経緯が明らかになるからである。また、「地方インフラ整備事業(II)」の供与にあたっては、湛水再開を決定する時点における現地の状況を把握し、当該円借款の必要性等を確認していたものであるからである。

(4) 以上の通り、原告らが提出を求めている上記各文書は、原告らが主張する日本政府及びJBICの責任と密接に関わる文書であることは明白であり、取調の必要性がある。

7 文書特定のための手続

上記1項①及び②の各文書は、日本国及びJBICが所持する文書であり、その具体的表示及び趣旨を明らかにすることが著しく困難であるので、御庁において、同被告らに対し当該文書の表示及び趣旨を明らかにすることを求めるよう申し出る。

添 付 書 類

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 日本国に対する当事者照会とこれに対する回答書 | 各1通 |
| 2 JBICに対する当事者照会とこれに対する回答書 | 各1通 |

以 上

平成 14 年 (ワ) 第 19276 号、平成 15 年 (ワ) 第 6232 号損害賠償請求事件 原告 ジャムリ 外
被告 日本国外

当事者照会の申立

頭書事件につき、原告らは被告に対して、民訴法 163 条に基づき、別紙照会事項について平成 16 年 3 月 15 日までに、下記原告ら代理人河村健夫まで書面にて回答していただきたく、照会します。

2004 年 3 月 5 日

〒100-0028 東京都中央区八重津 1-5-4 共同ビル八重洲口
6 階 6 4 宮本・彦法律事務所
(FAX 03-3273-1306)

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 河 村 健 夫

同 大 口 昭 彦

〒102-8225 東京都千代田区九段南 1 丁目 1 番 15 号九段
第 2 合同庁舎 東京法務局訟務部
田 中 均 弥 様
(FAX 3515-7308)

照 会 事 項

- 1、1991年度、1992年度、1993年度にインドネシアに供与されたセクター・ローンのうち、コトパンジャン・ダム貯水池周辺の移住地の造成費用として支出された22億円の使途についての内訳明細をお答えください。

使途についての内訳明細が記載された報告書等がありましたら、ご回答に代えてその報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 2、1992年度に「スマトラ中部森林造成事業」の費用として供与された4億2600万円の「エンジニアリング・サービス（E/S）借款の使途についての内訳明細をお答えください。

使途についての内訳明細が記載された報告書等がありましたら、ご回答に代えてその報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 3、1997年度に供与された「地方インフラ整備事業（Ⅱ）」として供与されたODA資金の使途についての内訳明細をお答えください。

使途についての内訳明細が記載された報告書等がありましたら、ご回答に代えてその報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 4、1998年度から1999年度にかけて、コトパンジャン・ダム建設に伴い住民が移住した地区において実施されたゴム園のリハビリ事業について、セクター・プログラム・ローン等の借款供与その他の資金援助の事実の有無をお答えください。

また、借款供与その他の資金援助の事実がある場合には、その名目、総額および内訳明細をお答えください。ご回答に代えて、これに関する報告書等がありましたら、その報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 5、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民の移住地であるリンボ・ダタ移住地に関する環境改善ないし生活改善のために実施された「行動計画（アクション・プログラム）」について、被告国らにおいて、どのような関与がなされましたか。関与の内容をお答えください。

また、同「行動計画（アクション・プログラム）」について、被告国らにおいて、セクター・プログラム・ローン等の借款供与その他の資金援助の事実がある場合には、その名目、総額および内訳明細をお答えください。ご回答に代えて、これに関する報告書等がありましたら、その報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 6、以上の他、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民移住に関する環境改善ないし生活改善、ならびに自然環境改善について、被告国らにおいて、セクター・プログラム・ローン等の借款供与その他の資金援助の事実の有無をお答えください。

また、借款供与その他の資金援助の事実がある場合には、その名目、総額および内訳明細をお答えください。ご回答に代えて、これに関する報告書等がありましたら、その報告書等を提出頂ければ幸いです。以上

照 会 の 理 由

頭書事件で問題となっているコトパンジャン・ダム建設に関しては、本件ODAの供与の他に、以下に述べる①1991年度、1992年度および1993年度のセクター・プログラム・ローン、②1992年度に供与された「スマトラ中部森林造成事業」のエンジニアリング・サービス(E/S)借款、③1997年度の「地方インフラ整備事業Ⅱ」、④1998年から1999年に実施されたゴム園のリハビリ事業、ならびに、⑤2002年に住民の移転先の一つであるリンゴ・ダタ地区について決定された生活改善のための「行動計画」に、日本国らは、借款等による金員・技術を供与し、もしくは、関与してこられました。また、以上の他にも、被告国らはインドネシア国に対して、⑥セクター・プログラム・ローンをもって、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民の移住地整備等の生活改善、環境改善、ならびに自然環境改善についての資金供与をしています。これらは、いずれも、コトパンジャン・ダム建設についての本件ODAの目的を達するために、本件ODAに重ねて行われた供与です。すなわち、これらは、本件ODA案件の実現ないし円滑な遂行のために行われたものであり、その内容は、本件ODAを補うものであると思われまます。

したがいまして、頭書訴訟における本件ODAおよびその目的案件の内容を明確にし、事実に沿った主張・立証を行ううえで、これらの供与の内容を明らかにすることが不可欠です。そこで、照会事項のとおり照会する次第です。

なお、照会事項にかかる各供与の本件ODAないし本件コトパンジャン・ダム建設との関係は、以下のとおりです。

- ① 1991年度、1992年度、1993年度のセクター・プログラム・ローンについて
1991年度から1993年度にかけて実施されたインドネシアに対するセクター・プログラム・ローンのうち、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地整備（農地造成、アクセス道路、水道設備、住宅、橋、村道等の整備）を目的として、総額金22億円が支出されたもの。
- ② 1992年度に供与された「スマトラ中部森林造成事業」のエンジニアリング・サービス(E/S)借款について
コトパンジャン・ダム建設が環境に与えた影響について、カンバル・カナン川上流域を中心とする自然環境改善、住民の移住地の環境改善・生活改善のエンジニアリング・デザインないしエンジニアリング・サービスを目的として、総額金4億2600万円が供与されたもの。
- ③ 1997年度の「地方インフラ整備事業Ⅱ」として供与されたODA資金について
1997年度にインドネシアに対して「地方インフラ整備事業Ⅱ」（総額金4億3443万8395ルピア＝金578万1393円）として供与されたODA資金の一部が、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地の井戸ないし水道関連施設設置費用等として使用されたもの。
- ④ 1998年から1999年に実施されたゴム園のリハビリ事業について

1998年から1999年頃に、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地において、ゴム園のリハビリ事業が行われており、被告国らがインドネシアに対して供与したセクター・プログラム・ローン等の借款ないし資金がこれに使用されたもの

⑤ 2002年に住民の移転先の一つであるリンボ・ダタ地区について決定された生活改善のための「行動計画」について

2002年に、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地の一つであるリンボ・ダタ地区について、環境改善・生活改善策として種々の「行動計画（アクション・プログラム）」が実施されており、被告国らがインドネシアに対して供与したセクター・プログラム・ローン等の借款ないし資金がこれに使用されたもの

⑥ その他のセクタープログラム・ローンにおける供与について

以上の①ないし⑤の他に、被告国らがインドネシアに対して供与したセクター・プログラム・ローンが、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地の環境改善、生活改善、自然環境改善に使用されたもの

以上

平成14年(ワ)第19276号, 平成15年(ワ)第6732号

原告 シャムスリほか8396名

被告 国ほか3名

当事者照会に対する回答書

平成16年3月15日

原告ら訴訟代理人 河村 健 大 殿

大口 昭 彦 殿

被告国指定代理人

森 淳 子

森

澁谷 勝 海

森代

平成16年3月8日付け当事者照会については、回答できない。照会書面中の「照会の理由」によれば、本件照会は、東京地裁平成14年(ワ)第19276号及び同平成15年(ワ)第6732号の各損害賠償等請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）の主張又は立証を準備するための照会であるとされている。しかし、照会事項は、本件訴訟の主張又は立証を準備するために必要な事項（民事訴訟法163条）とは解されない。

詳細は、下記のとおりである。

記

1 損害賠償請求について

原告らが問題とする政府開発援助として行われた円借款は、純然たる私経済作用ではないから、円借款の供与を決定した公務員の行為について不法行為に基づく損害賠償請求をするというのであれば、それは国賠法1条1項に基づく請求であると解される。ところが、原告らは、国賠法1条1項の要件事実、すなわち加害公務員の特定と、その公務員が個別国民に対し負っている職務上の法的義務違反を主張していない。

円借款の過程では、被告国の公務員は、円借款の要請先である相手国との交渉を通じて、交換公文等により、円借款手続等を決めた上で実施している。しかし、この交換公文等の国際法上の効力は、被告国と相手国との間でのみ認められるものであって、原告らのような相手国の国民との間で何らかの法的な関係を発生させるものではない。すなわち、円借款の過程において、被告国の公務員が、相手国の個別国民との関係で、何らかの職務上の法的義務を負っているわけではなく、相手国国民との関係で国賠法1条1項の違法が問題となる余地はない。

原告らは、憲法や条理を主張するが、憲法のどの規定に基づくのか、原告らのいう条理の根拠が何であるのかを明らかにしていない。

原告らは、世界銀行の非自発的移住に関する業務指令やOECDの非自発的移住ガイドラインなどを挙げて条理を具体化した行為準則であるとするが、これら

は、被告国との関係で何らかの法的効力を持つものではなく、これらを根拠に被告国の公務員につき何らかの法的義務を導き出すことはできない。そもそも、円借款プロジェクトの実施主体は飽くまで借入国であり、プロジェクトによる借入国国民の基本的人権の侵害があった場合には、借入国が解決すべきである。したがって、借入国国民がODA供与国である被告国に対して、プロジェクト実施に伴う損害賠償を直接請求できるという根拠は存在しないというべきである。

さらに、原告らが主張する「3条件」は、仮に、原告ら主張の内容であって、その履行によって原告らが何らかの利益を受けることがあったとしても、それは両政府間の行為の結果から生ずる反射的利益にすぎない。また、「3条件」は、被告国がインドネシア政府に対してODAを供与する際の条件にすぎないのであるから、被告国の公務員に対して原告らとの関係で何らの法的義務を負担させるものではない。

したがって、仮に、インドネシア政府がこの3条件を遵守していないとしても、被告国に何ら違法の問題は生じず、およそ、この3条件は、被告国の公務員が原告らに対して職務上の法的義務を負担する根拠となるようなものではないことは明らかである。

以上によれば、原告らの被告国に関する国賠法1条1項の違法の主張が失当であることは明らかである。

2 勧告請求について

(1) 不適法であること

原告らの請求する勧告は、その実質において、外交交渉という行政権の行使又はその発動を求めるものであって、公法上の法律関係に関する訴訟としての当事者訴訟（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）4条）である。

したがって、このような行政権の行使又はその発動を求める請求を民事訴訟の方法ですることは不適法である（最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決・大阪国際空港公営訴訟上告事件・民集35巻10号1369ページ参

照)。

そのため、上記勧告を求める訴えは不適法であり、却下を免れない。

(2) 主張自体失当であること

ア 原告らの主張

原告らは、勧告請求の根拠として、人格権侵害に基づく原状回復請求権（東京地裁平成14年(ワ)第19276号事件の訴状92, 93ページ等）、物上請求権、不法行為（本件訴訟における原告ら準備書面(6)5ページ）又はインドネシア政府及びPLNが日本政府に対して有する契約上の義務の履行請求権の代位行使（東京地裁平成14年(ワ)第19276号事件の訴状92, 93ページ等）を主張している。

イ 人格権又は物上請求権に基づく原状回復請求について

しかし、人格権あるいはそれに類似する特殊の物権に基づく「原状回復請求」として、なぜ、原告らが被告国に対して、上記勧告を行うように求めることができるのか、その法的根拠は明らかにされていない。勧告は、原状の回復そのものとは異なる別個の行為であるから、勧告を求める請求権は、原状回復請求権から説明をすることはできない。

ウ 不法行為説について

判例は、不法行為による損害賠償の方法として原状回復を認めることや、不法行為の効果として解釈上差止請求を認めることを否定するものと考えられている（大審院大正10年2月17日判決民録27輯321ページ、最高裁昭和43年7月4日第三小法廷判決・裁判集民事1巻567号、四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為（下巻）475, 476, 481ページ）。

したがって、不法行為を根拠に勧告請求をすることもできない。

エ 権利の代位行使について

原告らは、インドネシア政府及びPLNの被告国に対する権利を代位行使するということであるが（東京地裁平成14年(ワ)第19276号事件の訴状9

2, 93 ページ等), その権利に係る被告国の義務, すなわち被告国がインドネシア政府及び PLN に対して, 原告らの権利に対する不当侵害が生じないようにしかるべく監理をなす契約上の義務がなぜ発生するのか, そのこと自体の法的根拠が不明である。しかも, しかるべく監理をなす契約上の義務から, なぜ, 被告国がインドネシア政府及び PLN に対して勧告をなす義務が発生するのも明らかではない。

(3) まとめ

以上のとおり, 勧告を求める請求に係る訴えは, 不適法であるから却下すべきであるし, 請求の理由についても, 主張自体において失当であることが明らかである。

3 本件照会と本件訴訟との関係

上記のとおり, 本件訴訟の原告らの主張は, それ自体失当であることが明らかである。その原因は, 損害賠償訴訟については, 被告国の公務員が相手国国民に対して原告らの主張するような職務上の法的義務を負う余地がないことにある。本件における被告国の関与が円借款の供与であること, 円借款の供与に関する交渉が国と国との間で行われるものであることに争いはなく, プロジェクトの主体がインドネシアであることは, ODA の仕組みから明らかである。

したがって, 今後主張を重ねても, これらの前提が変化する余地はなく, 主張自体失当であることは動かしようがない。

本件照会の内容は, これらの根本的な問題にかかわるものではなく, 本件の円借款とは別の機会に行われたセクター・プログラム・ローンの用途の内訳等の細かな事実関係を問うものである。よって, インドネシアに円借款を供与するという被告国の法的立場やプロジェクトの主体がインドネシアであるという本質的な構造には関係がない。

したがって, 原告らの損害賠償請求を理由づけるための主張や立証に役立たないことは明らかである。

勧告請求は、不適法であり、このことは、今後の主張内容によって変わることはない。また、請求の理由についても、被告国が相手国国民である原告らに対し、インドネシア等に対して一定の行為をするよう勧告する義務を発生させるような根拠は、およそ想定できない。

したがって、本件照会の結果がどのようなものであっても、勧告請求の主張に役立たないことは明らかである。

4 まとめ

以上のとおり、本件照会は、本件訴訟の主張又は立証を準備するために必要な事項（民事訴訟法163条）に当たらない。

平成 14 年(ワ)第 19276 号、平成 15 年(ワ)第 6232 号損害賠償請求事件 原告 シムスI 外
被告 日本 外

当事者照会の申立

頭書事件につき、原告らは被告に対して、民訴法 163 条に基づき、別紙照会事項について平成 16 年 3 月 15 日までに、下記原告ら代理人河村健夫まで書面にて回答していただきたく、照会します。

2004 年 3 月 5 日

〒100-0028 東京都中央区八重津 1-5-4 共同ビル八重洲口
6 階 64 宮本・彦法律事務所
(FAX 03-3273-1306)

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 河 村 健 夫

同 大 口 昭 彦

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-32 赤坂 2・14 プラザビル 1 階
三井安田法律事務所
(FAX 3224-0040)

被告国際協力銀行代理人

弁 護 士 前 田 博 先 生

照 会 事 項

- 1、1991年度、1992年度、1993年度にインドネシアに供与されたセクター・ローンのうち、コトパンジャン・ダム貯水池周辺の移住地の造成費用として支出された22億円の使途についての内訳明細をお答えください。

使途についての内訳明細が記載された報告書等がありましたら、ご回答に代えてその報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 2、1992年度に「スマトラ中部森林造成事業」の費用として供与された4億2600万円の「エンジニアリング・サービス (E/S) 借款」の使途についての内訳明細をお答えください。

使途についての内訳明細が記載された報告書等がありましたら、ご回答に代えてその報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 3、1997年度に供与された「地方インフラ整備事業 (II)」として供与されたODA資金の使途についての内訳明細をお答えください。

使途についての内訳明細が記載された報告書等がありましたら、ご回答に代えてその報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 4、1998年度から1999年度にかけて、コトパンジャン・ダム建設に伴い住民が移住した地区において実施されたゴム園のリハビリ事業について、セクター・プログラム・ローン等の借款供与その他の資金援助の事実の有無をお答えください。

また、借款供与その他の資金援助の事実がある場合には、その名目、総額および内訳明細をお答えください。ご回答に代えて、これに関する報告書等がありましたら、その報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 5、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民の移住地であるリンボ・ダタ移住地に関する環境改善ないし生活改善のために実施された「行動計画 (アクション・プログラム)」について、被告国際銀行において、どのような関与がなされましたか。関与の内容をお答えください。

また、同「行動計画 (アクション・プログラム)」について、被告国際協力銀行および日本国らにおいて、セクター・プログラム・ローン等の借款供与その他の資金援助の事実がある場合には、その名目、総額および内訳明細をお答えください。ご回答に代えて、これに関する報告書等がありましたら、その報告書等を提出頂ければ幸いです。

- 6、以上の他、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民移住に関する環境改善ないし生活改善、ならびに自然環境改善について、被告国際協力銀行および日本国らにおいて、セクター・プログラム・ローン等の借款供与その他の資金援助の事実の有無をお答えください。

また、借款供与その他の資金援助の事実がある場合には、その名目、総額およ

び内訳明細をお答えください。ご回答に代えて、これに関する報告書等がありましたら、その報告書等を提出頂ければ幸いです。

以上

照 会 の 理 由

頭書事件で問題となっているコトパンジャン・ダム建設に関しては、本件ODAの供与の他に、以下に述べる①1991年度、1992年度および1993年度のセクター・プログラム・ローン、②1992年度に供与された「スマトラ中部森林造成事業」のエンジニアリング・サービス(E/S)借款、③1997年度の「地方インフラ整備事業Ⅱ」、④1998年から1999年に実施されたゴム園のリハビリ事業、ならびに、⑤2002年に住民の移転先の一つであるリンボ・ダタ地区について決定された生活改善のための「行動計画(アクション・プログラム)」に、被告際協力銀行(以下、「被告JBIC」という。)と日本国からは、借款等による金員・技術を供与し、もしくは、関与してこられました。また、以上の他にも、被告JBICと日本国からはインドネシアに対して、⑥セクター・プログラム・ローンをもって、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民の移住地整備等の生活改善、環境改善、ならびに自然環境改善についての資金供与をしています。これらは、いずれも、コトパンジャン・ダム建設についての本件ODAの目的を達するために、本件ODAに重ねて行われた供与です。すなわち、これらは、本件ODA案件の実現ないし円滑な遂行のために行われたものであり、その内容は、本件ODAを補うものであると思われま

すが、いまして、頭書訴訟における本件ODAおよびその目的案件の内容を明確にし、事実に沿った主張・立証を行ううえで、これらの供与の内容を明らかにすることが不可欠です。そこで、照会事項のとおり照会する次第です。

なお、照会事項にかかる各供与の本件ODAないし本件コトパンジャン・ダム建設との関係は、以下のとおりです。

- ① 1991年度、1992年度、1993年度のセクター・プログラム・ローンについて
1991年度から1993年度にかけて実施されたインドネシアに対するセクター・プログラム・ローンのうち、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地整備(農地造成、アクセス道路、水道設備、住宅、橋、村道等の整備)を目的として、総額金22億円が支出されたもの。
- ② 1992年度に供与された「スマトラ中部森林造成事業」のエンジニアリング・サービス(E/S)借款について
コトパンジャン・ダム建設が環境に与えた影響について、カンバル・カナン川上流域を中心とする自然環境改善、住民の移住地の環境改善・生活改善のエンジニアリング・デザインないしエンジニアリング・サービスを目的として、総額金4億2600万円が供与されたもの。
- ③ 1997年度の「地方インフラ整備事業Ⅱ」として供与されたODA資金について
1997年度にインドネシアに対して「地方インフラ整備事業Ⅱ」(総額金4億3443万8395ルピア=金578万1393円)として供与されたODA資金の一部が、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地の井戸ないし水道関連施設設置費用等として使用されたもの。

④ 1998年から1999年に実施されたゴム園のリハビリ事業について

1998年から1999年頃に、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地において、ゴム園のリハビリ事業が行われており、被告J B I Cと日本国らがインドネシアに対して供与したセクター・プログラム・ローン等の借款ないし資金がこれに使用されたもの

⑤ 2002年に住民の移転先の一つであるリンボ・ダタ地区について決定された生活改善のための「行動計画」について

2002年に、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地の一つであるリンボ・ダタ地区について、環境改善・生活改善策として種々の「行動計画（アクション・プログラム）」が実施されており、被告J B I Cと日本国らがインドネシアに対して供与したセクター・プログラム・ローン等の借款ないし資金がこれに使用されたもの

⑥ その他のセクタープログラム・ローンにおける供与について

以上の①ないし⑤の他に、被告J B I Cと日本国らがインドネシアに対して供与したセクター・プログラム・ローンが、コトパンジャン・ダム建設による住民の移住地の環境改善、生活改善、自然環境改善に使用されたもの

以上

東京地方裁判所 平成14年(ワ)第19276号 損害賠償等請求事件

東京地方裁判所 平成15年(ワ)第6732号 損害賠償等請求事件

原告 シャムスリ他3860名

アフリダ他4535名

被告 国 他 3 名

当事者照会に対する回答書

平成16年3月27日

〒100-0028

東京都中央区八重洲1丁目5番4号共同ビル八重洲口6階64

宮本隆彦法律事務所

FAX 03-3273-1306

原告ら

訴訟代理人弁護士 河村健夫先生

同 大口昭彦先生

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14番32号

赤坂2.14プラザビル

三井安田法律事務所








電話 03-3224-0020

FAX 03-3224-0040

被告国際協力銀行

訴訟代理人弁護士 前田



同	川	口	貴	裕		
同	野	宮		拓		
同	日	下	部	薫		
同	中	川	直	政		
同	二	本	松	裕	子	
同	勝	山	輝	一		
同	布	留	川	伊	作	

当事者照会に対する回答について

東京地方裁判所平成14年(ワ)第19276号損害賠償等請求事件及び同裁判所平成15年(ワ)第6732号損害賠償等請求事件(以下「本件訴訟」といいます。)にかかる2004年3月5日付の貴殿の照会(以下「本件照会」といいます。)に対し、下記のとおり回答いたします。

記

第1 回答の趣旨

回答には応じられない。

第2 回答の理由

- 1 本件照会は、「頭書訴訟における本件ODAおよびその目的案件の内容を明確にし、事実に沿った主張・立証を行ううえで、これらの供与の内容を明らかにすることが不可欠」(照会書4頁)であることを理由とするものである。
- 2 しかしながら、本件訴訟において原告らは、被告国際協力銀行(以下「被告JBIC」という。)による①第1次円借款承諾、②第2次円借款承諾、③①及び②に基づく円借款の実行が憲法及び条理並びに所謂3条件に違反することを理由として、被告JBICに対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行っているものである。にもかかわらず、本件照会事項の内容は、上記①、②とは全く別の円借款供与たるセクタープログラムローンの用途の内訳等の詳細な事実関係を問うものであって、これらが原告らの上記請求についての主張、立証に全く関係のない事項であることは一見して明白である。

したがって、本件照会は、本件訴訟の「主張又は立証を準備するために必要な事項」(民事訴訟法第163条)に該当せず、また、「その必要性」(民事訴

訟法規則第84条第2項第5号)を備えていないため、当事者照会の要件を欠いていると判断せざるを得ない。

- 3 以上のとおり、本件照会の内容は、本件訴訟の主張又は立証を準備するために必要な事項には該当しないのであるから、被告JBICとしては、本件照会には応じられない。

以 上